全ての国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重し、
条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位が条約法の規則により規律されることを想起し、
また、条約に規定するように、いずれの国も、海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務を履行する責任を有し、並びに国際法に基づいて責任を負うことがあることを想起し、
持続可能な開発を達成することを約束し、
普遍的な参加を確保することを希求して、
次のとおり協定した。

第一部　一般規定

第一条　用語

この協定の適用上、

1　「区域に基づく管理手段」とは、この協定に基づく保全及び持続可能な利用に係る特定の目的を達成するため、地理的に特定された区域において一又は二以上の分野又は活動を管理する手段（海洋保護区を含む。）をいう。

2　「いずれの国の管轄にも属さない区域」とは、公海及び深海底をいう。

3　「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

4　海洋遺伝資源に関して「生息域内での採取」とは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の採取又は標本抽出をいう。

5　「条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

6　「累積的な影響」とは、様々な活動（知られている過去及び現在の活動並びに合理的に予見可能な活動を含む。）又は長期的に繰り返される類似の活動から生ずる複合的かつ漸増的な影響並びに気候変動、海洋の酸性化及び関連する影響の結果をいう。

7　「環境影響評価」とは、意思決定の根拠を提供するために活動の潜在的な影響を特定し、及び評価する過程をいう。

8　「海洋遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を有する海洋の植物、動物、微生物その他に由来する素材であって、現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

9　「海洋保護区」とは、生物の多様性の長期的な保全に係る特定の目的を達成するために指定され、及び管理される地理的に特定された海域であって、適当な場合には、保全に係る目的に適合する限りにおいて、持続可能な利用を認めることができるものをいう。

10　「海洋技術」には、特に次のものを含む。
海洋科学並びに関連する海洋に係る活動及び役務に関する情報及びデータであって、利用しやすい様式で提供されるもの
手引、指針、基準、規格及び参考資料
標本抽出の方法及び設備
生息域内及び実験室における観測、分析及び実験のための観測施設及び設備
コンピュータ及びコンピュータ・ソフトウェア（モデル及びモデル化技術を含む。）
関連するバイオテクノロジー
海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する専門知識、知見、技能並びに技術的、科学的及び法律的なノウハウ及び分析方法

11　「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの協定の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

12　「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、その構成国からこの協定が規律する事項に関し権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの協定の署名、批准、承認若しくは受諾又はこの協定への加入について正当な委任を受けたものをいう。

13　「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代のニーズ及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

14　「海洋遺伝資源の利用」とは、海洋遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発（3に定義するバイオテクノロジーを用いるものを含む。）を行うことをいう。

第二条　一般的な目的

この協定は、条約の関連規定の効果的な実施並びに一層の国際的な協力及び協調を通じて、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を現在において及び長期的に確保することを目的とする。

第三条　適用範囲

この協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域について適用する。

第四条　除外

この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しない。第二部の規定を除くほか、この協定は、締約国が所有し、又は運航する他の船舶又は航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、いずれの締約国も、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの協定に即して行動することを確保する。

第五条　この協定と条約、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との間の関係

1　この協定については、条約の範囲内で、かつ、条約に適合するように解釈し、及び適用する。この協定のいかなる規定も、条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務（排他的経済水域及び大陸棚（二百海里の内外を問わない。）に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

2　この協定については、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の権限を損なうことなく、また、当該法的文書、当該法的枠組み及び当該機関との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用する。

3　条約又は他の関連する国際約束の非締約国の法的地位は、これらの文書との関係においては、この協定によって影響を受けない。

第六条　主権、主権的権利又は管轄権への影響

この協定（締約国会議又はその補助機関の決定又は勧告及びそれらに基づいて実施される行為、措置又は活動を含む。）は、主権、主権的権利又は管轄権（これらに関連する紛争に関するものを含む。）に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。

第七条　一般的な原則及び取組方法

締約国は、この協定の目的を達成するため、次の原則及び取組方法を指針とする。

(a)　汚染者負担の原則
(b)　条約に規定する人類の共同の財産の原則
(c)　海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由
(d)　衡平の原則及び利益の公正かつ衡平な配分
(e)　適当な場合には、予防の原則又は予防的な取組方法
(f)　生態系を重視する取組方法
(g)　海洋の管理のための総合的な取組方法
(h)　生態系の強靱性（気候変動の悪影響及び海洋の酸性化に対するものを含む。）を構築し、並びに生態系を本来のままの状態（気候に関する海洋の役割を支える炭素循環機能を含む。）において維持し、及びそのような状態に回復する取組方法
(i)　入手可能な最良の科学及び科学的な情報の利用